

ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	キナゾリン環を有する殺虫剤 アブラムシ類、コナジラミ類等のカメムシ目害虫に高い殺虫効果を示す。 害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系へ作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請; いちご、りんご、ぶどう等/アブラムシ類、コナジラミ類等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ピリフルキナゾン(親化合物)及び代謝物B。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>16.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	18.5	幼小児(1~6歳)	35.6	妊婦	16.6	高齢者(65歳以上)	16.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	18.5										
幼小児(1~6歳)	35.6										
妊婦	16.6										
高齢者(65歳以上)	16.5										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.2		申			<0.03,<0.03
キャベツ	0.5		申			0.03,0.13(\$)
レタス	10		申			1.18(#),0.11(#)/ 0.03(#),0.03(#)(レタス) 4.23(\$),0.50(サラダ菜) 0.44,0.12(リーフレタス)
トマト	1		申			0.39,0.28(ミニトマト)
ピーマン	1		申			0.37,0.24
なす	0.3		申			0.03,0.08
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2		申			0.03,0.03
みかん	0.2		申			0.03,0.03(果肉)
なつみかんの果実全体	1		申			0.49(#),0.15
レモン	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5		申			0.16(\$),0.04
日本なし	1		申			0.32(#)(\$),0.28(#)
西洋なし	1		申			(日本なし参照)
もも	0.2		申			0.05(#),<0.03(#)(果肉)
ネクタリン	0.7		申			2.7(#),2.9(#)(果皮) 0.27(#)(\$),0.13(#)
いちご	2		申			0.37,0.98
ぶどう	3		申			0.39,1.09(\$)
かき	0.5		申			0.18,0.10
茶	20		申			0.62,3.3/14.4(\$),5.6(荒茶) 0.15,1.1/2.0,0.58(浸出液)
その他のスパイス	5		申			1.5,1.7(みかんの果皮)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピリフルキナゾン

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.2
キャベツ	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	1
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.2
ネクタリン	0.7
いちご	2
ぶどう	3
かき	0.5
茶	20
その他のスパイス ^{注2)}	5

※ 今回残留基準を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物B[1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン]をピリフルキナゾン含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

アセタミプリド(Acetamiprid)

審議の対象	農薬の食品中の暫定的な残留基準の見直し
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤 昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こし殺虫活性を示すとされる。
適用作物/適用病害虫等	とうもろこし、ばれいしょ、キャベツ、りんご等/アブラムシ類等
我が国の登録状況	とうもろこし、ばれいしょ、キャベツ、りんご等に農薬登録がなされている。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において、葉菜類、ベリー類果実、畜産物等に、カナダにおいて、アブラナ科野菜、なす科野菜、畜産物等に、オーストラリアにおいて、ばれいしょ、綿実、畜産物等に、EUにおいて、葉菜類、畜産物等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.071 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 7.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 (参考) 急性参照用量(ARfD) 0.1 mg/kg 体重/day [設定根拠] 単回 急性神経毒性試験(ラット・強制経口投与) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: 畜産物/アセタミプリド(親化合物)及び代謝物IM-2-1、その他の食品/アセタミプリド(親化合物)のみ。 現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。 なお、参考として、食品安全委員会より回付された急性参照用量(ARfD)に関して、今回の基準値(案)の設定に当たっては、JMPR の手法に基づき、平成20年度の厚生労働科学研究「食品中残留農薬等の汚染実態把握と急性暴露評価に関する研究」において利用可能とされる暫定的なパラメータを用いて短期暴露評価の試算を行うことにより、所要の農作物(ほうれんそう)における基準値案の調整と使用方法の見直しを行った。

暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI/ADI 比 (%)
	国民平均	21.6
	幼小児(1~6歳)	42.3
	妊婦	18.0
	高齢者(65歳以上)	23.1
	TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 21 年 2 月 16 日に在京大使館への説明を実施 平成 21 年 3 月 11 日~平成 21 年 5 月 9 日 WTO 通報実施 (意見あり) 平成 21 年 3 月 19 日~平成 21 年 4 月 17 日 パブリックコメント実施 (意見あり)	
答申案	別紙2のとおり。	

急性参照用量（ARfD）と農薬等の短期暴露評価について

1. 急性参照用量（Acute Reference Dose：ARfD）とは

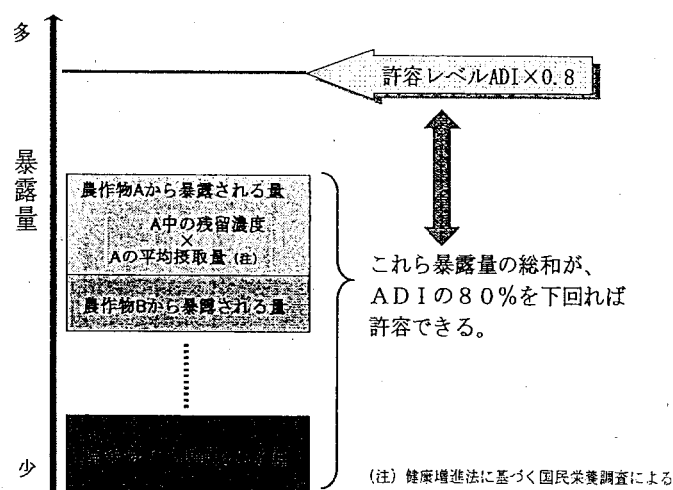
ヒトが24時間又はそれより短時間に経口摂取しても健康に影響を示さないと推定される摂取量をいう（「食品の安全性に関する用語集」食品安全委員会）。農薬等の急性的な暴露による健康影響を評価する際に参照値として用いられる。

ARfDは、単回投与試験又は短期反復投与試験の結果に基づく無毒性量から、これに動物とヒトとの差や、個人差（子供や妊婦などへの影響を含めて）を考慮して、通常100倍の安全係数を乗じて設定される。

これに対して、毎日一生涯に渡って摂取したとしても健康に影響を生じないとされる量であるADI（Acceptable Daily Intake、許容一日摂取量）は、慢性毒性試験の結果に基づく無毒性量に、通常100倍の安全係数を乗じて設定される。

2. ARfDを用いた短期暴露評価

農作物等の残留農薬基準の設定に当たっては、一生涯に渡って毎日食べても健康影響を生じないように、各農作物等における残留量にその平均的な日本人の一日当たりの摂取量を乗じた暴露量の総和がADIの80%を超えないことを確認する、長期暴露評価を行っている。



しかしながら、農作物等を一度に相当量を摂取する場合は、そこに残留する農薬等による急性的な影響の評価も必要となる場合もあり、その指標として、ARfDが用いられる。具体的には、農薬等が基準値ギリギリまで残留した農作物等を多食者が一度に摂取した場合を仮定して農作物ごとに短期暴露量を試算し、これがARfDを超過しないかどうかを評価する。

3. 国際機関における短期暴露評価手法

国際的な農薬のリスク評価機関である JMPR (Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues) において、短期暴露評価の手法が提案されている(別添)。

ただし、この算出法は以下のような点から過大評価であるとして、精密化が必要であるとも指摘されており、今後のさらなる研究が必要とされている。

- 多食者推定摂取量として、摂食者の作物摂取量の97.5パーセンタイル値を用いていること、かつ、
- 最大残留値として、残留量分布の97.5パーセンタイルに相当する量を想定していること
- わが国では農薬登録に調理・加工試験を要求していないことから、農薬等の残留の減衰を加味できないこと

4. 我が国における取組み

3. に示した短期暴露量の試算には、農作物毎の多食者推定摂取量、農作物毎の可食部重量等に関するデータが必要であり、厚生労働科学研究 食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中残留農薬等の汚染実態把握と急性暴露評価に関する研究」において、日本人における各農作物の摂取量データや可食部重量データの収集が進められている。

今後とも、食品中に残留する農薬等のより精密な短期暴露評価手法の検討を進めるとともに、パラメータの整備等に努めていく予定。

JMPRにおける短期暴露量算定法

ケース1 (1個の農作物等の重量が25g未満)

分析用試料(複数個体。以下同じ)の平均的残留濃度が実際に摂食されるものの残留濃度を反映している場合

$$\frac{\text{多食者推定摂取量}^{\text{注1)}} \times \text{最大残留濃度}^{\text{注2)}}}{\text{摂食者の平均体重}}$$

摂食者の平均体重

ケース2 (1個の農作物等の重量が25g以上)

実際に摂食されるもの(例えば、1個の野菜や果実)の残留濃度が、分析用試料の平均的残留濃度より高い可能性がある場合

ケース2a 1個の農作物等の可食部重量が多食者推定摂取量より小さい場合

$$\frac{\text{可食部重量} \times \text{最大残留量} \times \text{変動係数}^{\text{注3)}} + (\text{多食者推定摂取量} - \text{可食部重量}) \times \text{最大残留量}}{\text{摂食者の平均体重}}$$

摂食者の平均体重

ケース2b 1個の農作物等の可食部重量が多食者推定摂取量より大きい場合

$$\frac{\text{多食者推定摂取量} \times \text{最大残留量} \times \text{変動係数}}{\text{摂食者の平均体重}}$$

摂食者の平均体重

ケース3 (穀類、豆類等)

大規模な加工をしたり、大量に混合したり、ブレンドされたりしてから販売されるもの

$$\frac{\text{多食者推定摂取量} \times \text{作物残留試験結果の中央値 (または加工後の数値)}}{\text{摂食者の平均体重}}$$

摂食者の平均体重

注1) 多食者推定摂取量：摂取者の食品摂取量の97.5パーセントイル値

注2) 最大残留濃度：加工されている場合は加工後の最大残留濃度

注3) 変動係数：同一ロットにおける農作物中農薬残留量の97.5パーセントイル値と平均値との比。3を用いることとされている。

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類	0.2	0.2	○		3 加 (Amaranth)	<0.05, <0.05
小豆類 えんどう	2 0.4	2 0.4	○		0.4 米 (Pea and bean, succulent shelled)	0.06, 0.60 【米国】0.00447~0.0299 (n=6) そらまめを参照
そらまめ らつかせい その他の豆類	0.4	0.4	○		0.4 米 (Pea and bean, succulent shelled)	【米国】0.00410~0.178 (n=6)
ばれいしょ さといも類 かんしょ やまいも こんにやくいも その他のいも類	0.3 0.2 0.05 0.2	0.5 0.5 0.5 0.5	○ ○ ○ ○		0.05 菜 (Potato)	0.06, 0.02 <0.05, <0.05 0.01, 0.01 <0.05, <0.05
てんさい	0.2	0.2	○			<0.05 (#), <0.05 (#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい	0.2 5 0.1 5 0.05 0.5	0.5 5 0.1 5 0.5 5	○ ○ ○ ○ ○ ○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 3 加 (Upland cress) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy), 加 (Napa Chinese cabbages)	0.03 (#), <0.01 (#) 1.98 (#), 0.397 (#) 0.02, 0.02 1.02, 1.57 <0.01, <0.01 0.15 (#), 0.18 (#)
キャベツ 芽キャベツ ケール	3 0.3 5	5 5 5	○ ○ ○		1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy), 加 (Cabbages) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy), 加 (Brussels sprouts) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy), 加 (Kale)	1.09, 0.90 <0.05, 0.10 登録作物群; 非結球アブラナ科 葉菜類(こまつな, チンゲンサイ)
こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	5 5 5 1 2 5	5 5 5 5 5 5	○ ○ ○ ○ ○ ○		1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy), 加 (Collards) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy), 加 (Bok choy Chinese cabbages) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Cauliflower) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Cauliflower) 3 加 (Garden cress)	1.00, 1.76 1.00, 2.25 2.72, 1.22 0.18, 0.34 0.36 (#), 0.64 (#) 0.88, 2.85 (非結球キャベツ)
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス その他のきく科野菜	0.1 0.1 3 3 3 5 5 3	0.1 0.1 3 3 3 5 5 3	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Radicchio) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Endive) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Carland chrysanthemum) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Head lettuce, Leaf lettuce) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Cardoon, Edible leaved chrysanthemum)	【米国】レタスを参照 【米国】レタスを参照 2.02, 0.39 2.67, 1.02 (ロメインレタス) 【米国】レタス <0.01~0.274 (n=8), サラダ菜 0.106~0.959 (n=8) 1.26, 0.48 (食用ギク)
たまねぎ ねぎ にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	0.2 4.5 0.02 5 0.5 3 0.2	0.2 4.5 0.2 5 5 5 5	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0.02 米 (Onion, bulb) 4.5 米 (Onion, green) 0.02 米 (Onion, bulb) 4.5 米 (Onion, green) 4.5 米 (Onion, green) 4.5 米 (Onion, green)	<0.05, <0.05 【米国】<0.006 (n=5), 0.012 【米国】エシャロット (その他のハーブ)を参照 0.14, 0.15 【米国】たまねぎを参照 1.84, 1.46 0.20, 0.07 1.36, 0.14 <0.05, <0.05 (食用ユリ)
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.1 3 3 5	0.1 3 3 5	○ ○ ○ ○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Fresh parsley leaves) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Cerley) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Chinese cerley)	1.10, 0.39 【米国】たまねぎを参照 0.85, 0.30 0.97, 1.82
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	2 1 2 2	5 5 5 5	○・申 ○・申 ○・申 ○		0.2 米 (Vegetable, fruiting) 加 (Tomatoes) 0.2 米 (Vegetable, fruiting) 加 (Bell peppers) 0.2 米 (Vegetable, fruiting) 加 (Eggplants) 0.2 加 (Non-bell peppers, Tomatillos)	0.50 (#), 0.73 (#) 0.32, 0.43 0.150, 0.584 (#) 【韓国】とうがらし 1.14 (#) 0.36, 0.28 (シント)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり	2	5	○・申		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.32, 0.52
かぼちや	0.7	2	○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.21, <0.05
しろうり	2	2	○・緊		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録 (農林水産省からの理由書による要請)
すいか	0.3	0.5	○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.06, 0.09
メロン類果実	0.5	1	○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.16, 0.14
まくわうり					0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	
その他のうり科野菜	2	2	○・緊		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	しろうりの緊急登録と同期化した対応 (農林水産省からの理由書による要請)
ほうれんそう	3	5	○		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Spinach, New Zealand spinach)	0.42, 0.06, 1.52, 0.32 (散布14日後) 【米国】0.031~2.49 (n=8)
たけのこ					0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn)	
オクラ	1	1	○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn)	0.41, 0.18
しょうが					0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn)	
未成熟えんどう	2	5	○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	0.84, 0.26
未成熟いんげん	3	5	○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	1.45, 0.50, 0.52, 0.26
えだまめ	3	5	○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	1.42 (#), 0.83 (#)
その他の野菜	5	5	○・申		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Garden purslane, Orch leaves, Swiss chard, Vine spinach, Winter purslane)	1.8, 2.8 (ツルナ) (申; モロヘイヤ)
みかん	0.5	1	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Satsuma mandarins)	0.17, 0.02
なつみかんの果実全体	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus)	0.54, 0.90
レモン	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Lemons)	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Oranges)	登録作物群; かんきつ (なつみかんの果実全体)
グレープフルーツ	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Grapefruit, Pommelos)	
ライム	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Limes)	
その他のかんきつ類果実	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Calamondins, Citrus citrons, Citrus hybrids, Kumquats, Tangerines)	0.88, 0.53 (カボス)
りんご	2	5	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Apples, Crabapples)	0.39, 0.80 【米国】0.12~0.59 (n=17)
日本なし	2	5	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Oriental pears)	0.28, 0.74
西洋なし	2	5	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Pears)	登録作物群; なし (日本なし)
マルメロ	1	1	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Quinces)	【米国】りんごを参照
びわ	0.1	1	○		1 加 (Loquats)	<0.01, 0.02
もも	2	5	○		1.2 米 (Fruit, stone, except plum, prune)	0.69, 0.36
ネクタリン	1	1	○		1.2 米 (Fruit, stone, except plum, prune)	0.28, 0.42
あんず(アブコットを含む)	3	5	○		0.2 米 (Plum, prune, fresh)	登録作物群; 小粒核果類 (すもも)
すもも(ブルーンを含む)	3	5	○		0.2 米 (Plum, prune, fresh)	0.12, 1.23
うめ	3	5	○		1.10, 0.62	1.10, 0.62
おうとう(チェリーを含む)	2	5	○		1.2 米 (Fruit, stone, except plum, prune)	0.92, 0.68
いちご	3	5	○		0.6 米 (Berry, low growing subgroups)	0.46, 1.38 【米国】0.04~0.24 (n=10)
ラズベリー	1.6	5	○		1.6 米 (Caneberry subgroup)	【米国】1.054, 0.779 (#) 登録作物群; ベリー類 (ブラックベリー)
ブラックベリー	1.6	5	○		1.6 米 (Caneberry subgroup)	【米国】0.302~0.564 (n=5)
ブルーベリー	2	5	○		1.6 米 (Bushberry subgroup)	<0.5, 1.0 【米国】0.0867~0.616 (n=6)
クランベリー	0.6	5	○		0.6 米 (Berry, low growing subgroups)	【米国】いちごを参照
ハックルベリー	1.6	5	○		1.6 米 (Bushberry subgroup)	【米国】ブラックベリーを参照
その他のベリー類果実	2	5	○		1.6 米 (Bushberry, Caneberry, subgroup)	登録作物群; ベリー類 (ブルーベリー)
ぶどう	5	5	○		0.2 米 (Grape), 加 (Grapes)	2.88, 2.51, 1.47
かき	1	1	○			0.40, 0.20
バナナ						
キウイ	0.2	1	○			<0.05, <0.05
パパイヤ						
アボカド						
バイナッブル						
ダアバ						
マンゴー	1	1	○			0.44, 0.44 (#)
パッションフルーツ	0.7	5	○			0.04 (#), 0.30 (#)
なつめやし						
その他の果実	1	5	○		1 加 (Mayhaws)	0.44, 0.47 (イチジク)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
綿実	0.6	0.3			0.6 米 (Cotton, undelinted seed) 加 (Undelinted cotton seeds)	【米国】 <0.01~0.50 (n=14)
なたね その他のオイルシード		0.01			0.05 菜 (Cotton seed) 0.01 米 (Canola, seed), 加 (Rapeseed (canola))	
ぎんなん	0.1				0.1 米 (Nut, tree)	【米国】ペカンを参照
くり	0.1				0.1 米 (Nut, tree)	【米国】ペカンを参照
ペカン	0.1				0.1 米 (Nut, tree)	【米国】0.009~0.047 (n=6)
アーモンド	0.1				5 米 (Almond, hulls)	【米国】Nut: <0.01~0.022 (n=6)
くるみ	0.1				0.1 米 (Nut, tree)	【米国】ペカンを参照
その他のナッツ類	0.1				0.1 米 (Nut, tree, Pistachio)	【米国】ペカンを参照
茶	30	50	○・申			19.8(4), 21.4 (荒茶)
その他のスパイス	5		○		0.2 加 (Pepper hybrids)	2.0, 2.3 (さんしょう) (みかんの皮 2.76, 1.22)
その他のハーブ	5		○		3 加 (Argula, Corn salad, Dandelion leaves, Fresh chervil leaves, Fresh Florence fennel leaves and stalks)	2.4, 2.3 (はっか (スベアミント)) 【米国】エシャロット 0.050~1.960 (n=6)
牛の筋肉	0.1	0.06			0.1 米 (Cattle, meat), 加 (Meat of cattle)	
豚の筋肉	0.1	0.06			0.1 米 (Hog, meat), 加 (Meat of hogs)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.06			0.1 米 (Goat, Sheep, meat), 加 (Meat of goats, Meat of sheep)	
牛の脂肪	0.1	0.1			0.1 米 (Horse, meat), 加 (Meat of horses)	
豚の脂肪	0.1	0.1			0.01 菜 (mammalian), 0.1 米 (Cattle, fat), 加 (Fat of cattle)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1			0.1 米 (Hog, fat), 加 (Fat of hogs)	
牛の肝臓	0.2	0.1			0.1 米 (Goat, Sheep, fat), 加 (Fat of goats, Fat of sheep)	
豚の肝臓	0.2	0.1			0.1 米 (Horse, fat), 加 (Fat of horses)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.1			0.2 米 (Cattle, meat byproducts)	
牛の腎臓	0.2	0.1			0.2 米 (Hog, meat byproducts)	
豚の腎臓	0.2	0.1			0.2 米 (Goat, Sheep, meat byproducts)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.1			0.2 米 (Cattle, meat byproducts)	
牛の食用部分	0.2	0.1			0.2 米 (Hog, meat byproducts)	
豚の食用部分	0.2	0.1			0.2 米 (Cattle, meat byproducts)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.1			0.2 米 (Hog, meat byproducts)	
乳 (牛乳、めん羊乳、山羊乳)	0.1	0.06			0.1 米 (Milk), 加 (Milk)	
鶏の筋肉	0.01	0.01			0.05 菜 (Poultry, meat)	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01			0.01 米 (Poultry, meat)	
鶏の脂肪	0.01	0.01			0.05 菜 (Poultry, meat)	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01			0.01 米 (Poultry, fat), 加 (Fat of poultry)	
鶏の肝臓	0.05	0.05			0.01 米 (Poultry, fat), 加 (Fat of poultry)	
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05			0.05 米 (Poultry, Liver), 加 (Liver of poultry)	
鶏の腎臓	0.05	0.05			0.05 米 (Poultry, Liver), 加 (Liver of poultry)	
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05			0.05 菜 (Poultry, Edible offal of)	
鶏の食用部分	0.05	0.05			0.05 菜 (Poultry, Edible offal of)	
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05			0.05 菜 (Poultry, Edible offal of)	
鶏の卵	0.01	0.01			0.01 米 (Egg), 菜 (Eggs), 加 (Eggs)	
その他の家きんの卵	0.01	0.01			0.01 米 (Egg), 菜 (Eggs), 加 (Eggs)	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において設定された基準値については、網をつけて示した。
 登録有無の欄の「○」、「申」、「緊」は、それぞれ、現登録の有無、登録内容の変更、農林水産省からの緊急登録要請がなされたものであることを示す。
 【国名】として、基準設定の根拠とされた海外作物残留試験(米国)の該当結果を示す。
 (4) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセタミプリド

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.2
小豆類	2
えんどう	0.4
そらまめ	0.4
ばれいしよ	0.3
さといも類	0.2
やまいも	0.05
こんにゃくいも	0.2
てんさい	0.2
だいこん類の根	0.2
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	5
西洋わさび	0.05
はくさい	0.5
キャベツ	3
芽キャベツ	0.3
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	1
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 (注1)	5
チコリ	3
エンダイブ	3
しゆんぎく	5
レタス	5
その他きく科野菜 (注2)	3
たまねぎ	0.2
ねぎ	4.5
にんにく	0.02
にら	5
アスパラガス	0.5
わけぎ	3
その他のゆり科野菜 (注3)	0.2
パセリ	3
セロリ	3
みつば	5
トマト	2
ピーマン	1
なす	2
その他なす科野菜 (注4)	2
きゅうり	2
かぼちゃ	0.7
しろうり	2
すいか	0.3
メロン類果実	0.5
その他うり科野菜 (注5)	2
ほうれんそう	3
オクラ	1
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 (注6)	5

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 (注7)	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	1
びわ	0.1
もも	2
ネクタリン	1
あんず	3
すもも	3
うめ	3
おうとう	2
いちご	3
ラズベリー	1.6
ブラックベリー	1.6
ブルーベリー	2
クランベリー	0.6
ハックルベリー	1.6
その他ベリー類 (注8)	2
かき	1
キウイー	0.2
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 (注9)	1
綿実	0.6
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 (注10)	0.1
茶	30
その他のスパイス (注11)	5
その他のハーブ (注12)	5

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 ※	0.1
豚の筋肉 ※	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ※ (注13)	0.1
牛の脂肪 ※	0.1
豚の脂肪 ※	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ※	0.1
牛の肝臓 ※	0.2
豚の肝臓 ※	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ※	0.2
牛の腎臓 ※	0.2
豚の腎臓 ※	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ※	0.2
牛の食用部分 ※ (注14)	0.2
豚の食用部分 ※	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ※	0.2
乳 ※	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 ※	0.01
その他の家きんの筋肉 ※ (注15)	0.01
鶏の脂肪 ※	0.01
その他の家きんの脂肪 ※	0.01
鶏の肝臓 ※	0.05
その他の家きんの肝臓 ※	0.05
鶏の腎臓 ※	0.05
その他の家きんの腎臓 ※	0.05
鶏の食用部分 ※	0.05
その他の家きんの食用部分 ※	0.05
鶏の卵 ※	0.01
その他の家きんの卵 ※	0.01

※ 畜産物においては、アセタミプリド及び代謝物IM-2-1 (N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノアセトアミジン) をアセタミプリドに換算したものの和をいうこと。

(注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろいうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

(注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パイナップル、アボガド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

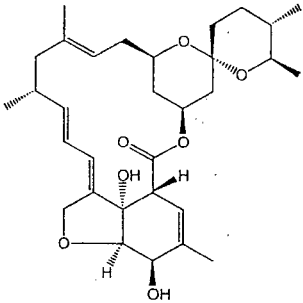
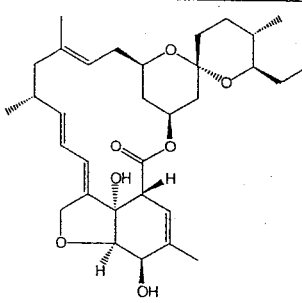
(注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注14) 「牛、豚、鶏等の食用部分」とは、牛、豚、鶏等の食用部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ミルベメクチン (Milbemectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ミルベメクチン A3 (M.A.3)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ミルベメクチン A4 (M.A.4)</p> </div> </div>										
	<p>M.A.₃とM.A.₄の混合物。 (ただし、存在比は M.A.₃ (22~32%)、M.A.₄ (60~70%)である。)</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤 ダニ、昆虫及び線虫の神経系の塩素イオンチャンネルを活性化し、運動麻痺により殺虫活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: 大豆、ピーマン、えだまめ等/ハダニ類、コナジラミ類										
我が国の登録状況	かんしょ、アスパラガス、かんきつ等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 オーストラリアにおいて、いちごに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: M.A. ₃ 及び M.A. ₄ 。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準 (0.01ppm) が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">4.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td style="text-align: center;">12.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">3.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.9	幼小児 (1~6 歳)	12.3	妊婦	3.9	高齢者 (65 歳以上)	4.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.9										
幼小児 (1~6 歳)	12.3										
妊婦	3.9										
高齢者 (65 歳以上)	4.8										
意見聴取の状況	平成 21 年 12 月 8 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 2 月 4 日~同年 4 月 5 日 WTO 通報 コメント募集中 パブリックコメント手続き中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.1	0.02	申			<0.02,<0.02
小豆類	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(あずき) <0.02(#),<0.02(#)(い んげんまめ)
えんどう		0.2				
そら豆		0.2				
らつかせい		0.2				
その他の豆類		0.2				
ばれいしよ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.1	○			<0.010,<0.010
かんしよ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
こんにやくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		5				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		5				
西洋わさび		0.02				
クレソン		5				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		5				
ケール		5				
こまつな		5				
きょうな		5				
チンゲンサイ		5				
カリフラワー		5				
ブロッコリー		5				
その他のあぶらな科野菜		5				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		5				
チコリ		5				
エンダイブ		5				
しゅんぎく		5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		5				
その他のきく科野菜	2	5	○			0.96,0.44(食用ぎく) 0.37,0.58(きく(葉))
たまねぎ		0.02				
ねぎ		5				
にんにく		0.02				
にら		5				
アスパラガス	0.3	5	○			<0.1/<0.1
わけぎ		5				
その他のゆり科野菜		5				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ	0.7	5	○			0.22(\$),0.16
セロリ	0.5	5	○			<0.08/<0.02,<0.2
みつば	1	5	○			0.37,0.46
その他のせり科野菜		5				
トマト	0.2	0.2	○			0.04(#),0.02(#)(トマト) 0.02,0.03(ミニトマト)
ピーマン	0.2	0.02	申			<0.01,0.050
なす	0.2	0.2	○			<0.04(#),<0.04(#)/ <0.04(#),<0.04(#)/ <0.02,<0.02/ <0.02,<0.02
その他のなす科野菜	0.2	0.2	○			0.04(#)/0.06(#)/ 0.04(#)/0.04(#)(ししと う) <0.04,<0.04(食用ほお ずき)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04,<0.04
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.2				
しろり		0.2				
すいか	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04,<0.04
メロン類果実	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04, <0.04,<0.04
まくわり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		5				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう	0.3	0.02	申			0.022(#),0.082(#)
未成熟いんげん	0.3	0.02	申			<0.02(#),0.08(#)(\$)
えだまめ	0.2	0.02	申			0.03,0.03
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	3	5	○			0.38,0.31(モロヘイヤ) 0.42,0.14(エンサイ) 0.09,0.09(ふだんそう) <0.02,<0.02(はすいも (葉柄)) <0.20,<0.20(さといも (葉柄)), 0.46,0.40(えごま(葉)) 0.63,0.54(食用金魚 草) 0.79,0.75(食用なでし こ) <0.04,<0.04(やまのい も(むかご)) (しそ(葉))1.44(\$)を参 照)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.2	0.2	○			<0.04(#),<0.04(#)/ <0.04(#),<0.04(#)/ <0.02(#),<0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			<0.04(#),<0.04(#)/ <0.04(#),<0.04(#)
レモン	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
ライム	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.5	○			<0.02(#),<0.02(#), <0.02(#),<0.02(#)(ゆ ず) (なつみかんの果実全 体を参照)
りんご	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)/ 0.03(#),<0.02(#)
日本なし	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)/ <0.02(#),<0.02(#)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なしを参照)
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)(果 肉) 0.18,<0.04/ 0.26(#),<0.04(#)(果皮)
ネクタリン	0.2	0.2	○			0.03(#),0.04(#)
あんず(アプロコットを含む。)		0.5				
すもも(プルーンを含む。)		0.5				
うめ		0.5				
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.5	○			0.08,0.03/ 0.12(#),0.04(#)
いちご	0.2	0.5	○		0.2 オーストラリア	<0.04,<0.04/ <0.02,0.03/ <0.02,0.05
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
ハックルベリー		0.5				
その他のベリー類果実		0.5				
ぶどう	0.2	0.5	○			<0.02,0.02/ 0.02,0.04/ 0.023,0.022
かき		0.2				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm		
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02		
その他の果実		0.5						
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.02						
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.02						
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ		0.7		2	○			0.05,0.21(\$)/ 0.69(#),0.26(#)(荒茶) <0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)(浸 出液)
その他のスパイス		0.7		5	○			0.09(#),<0.04(#)/ 0.12(#),<0.04(#)/ 0.16(#),0.24(#)(\$) (みかんの果皮) <0.02,<0.02(みょうが) 0.41,1.44/0.10(#) 0.46(#)(しそ(葉)), 0.10,0.64(コリアン ダー), 2.4,2.5(さんしょう(葉)) ※さんしょう(葉)の残 留値の2倍にて緊急登 録(農林水産省からの 理由書による要請)
その他のハーブ		5		5	○・緊			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ミルベメクチン

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.1
小豆類	0.2
かんしょ	0.05
やまいも(長いものをいう。)	0.1
その他のきく科野菜 ^{注1)}	2
アスパラガス	0.3
パセリ	0.7
セロリ	0.5
みつば	1
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注3)}	3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
おうとう(チェリーを含む)	0.3
いちご	0.2
ぶどう	0.2
パパイヤ	0.1
茶	0.7
その他のスパイス ^{注5)}	0.7
その他のハーブ ^{注6)}	5

※今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチンA3及びミルベメクチンA4の和をいう。

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく及びレタス以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ及びきのご類以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。